

1. 多国間、二国会合における取組

(1) 五庁 (IP5) 会合

日米欧中韓の知的財産庁によって2007年に創設された枠組み。特許分野における制度運用調和、審査結果の相互利用、審査の質の向上、特許情報サービスの改善等の課題について、長官・副長官レベルの会合のほか、実務者で構成される作業部会等にて継続的に検討を実施。2012年以降、五庁ユーザーともハイレベル及び実務者レベルでの会合を開催し、意見交換を実施。

- 2024年6月、第17回五庁長官会合をKIPOホストにより韓国のソウルで開催。中小企業の成長促進及びSDGs8・9の達成に向けた知財の役割と、当該分野における五庁の協力の在り方等について議論。また、日本国特許庁がリードするAI関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクトの成果物として、前年に承認済みである五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の中の、審査事例部分をより詳細に分類し直した新たな比較表を承認。

五庁 (IP5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/index.html>

(2) 意匠五庁 (ID5) 会合

日米欧中韓の意匠登録出願を扱う知的財産庁によって2015年に創設された枠組み。意匠分野における五庁間の国際協力を推進することを目的として、年二回の定期会合の開催やプロジェクト形式による相互協力を実施。

- 2023年9月、第9回ID5年次会合をKIPOホストにより開催。既存の12の協力プロジェクトの成果と今後の方針の承認、国際意匠登録出願の審査運用を比較する新規取組に合意したほか、メタバースに関するデザイン開発動向や法的課題を扱ったユーザーセッションを開催。

意匠五庁 (ID5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/id5/index.html>

(3) 商標五庁 (TM5) 会合

日米欧中韓の商標登録出願を扱う知的財産庁によって2011年に創設された枠組み。各国企業の商標が世界各国で適切に保護、活用される環境整備を図ることを目的として、年二回の定期会合や各種プロジェクトを通じた五庁間の協力を推進するほか、ユーザーを対象としたイベントも開催。

- 2023年9月、第12回TM5年次会合をKIPOホストにより開催。AI等の新技術や進化する商習慣下における新たな商標の課題に対応す

商標五庁 (TM5)



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/tm5/index.html>

るため引き続き協力していく旨確認するとともに、仮想空間に関する商標についての情報交換を目的とする新規プロジェクト提案等の検討や、既存の15の協力プロジェクトについて進捗状況の報告と今後の進め方に関する議論を実施。また、ユーザーセッションを開催。

(4) 日ASEAN特許庁長官会合

日ASEAN特許庁長官会合は、我が国とASEAN各国の知的財産庁によって2012年に創設された枠組み。年度ごとの日ASEAN知的財産アクションプランの策定・レビューを行い、ASEAN諸国における知的財産権制度や審査手続の透明化及び効率化、知的財産権制度・運用の向上、ユーザーによる知的財産権制度の活用促進、知的財産の普及啓発等を促進するべく協議を実施。

- 2023年9月、第13回日ASEAN特許庁長官会合をシンガポールで開催。2023年度の日ASEAN知的財産アクションプランに合意。東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）からASEAN各国のAI/IoT関連発明の特許審査運用に関する調査（第2期）と特許情報の活用状況に関する調査の最終報告を実施。また、東アジア・ASEAN経済研究センターから、2023年度に新たに開始する医薬等の注目技術の審査実務に関する調査、及び、ブランディングに関する調査を紹介。

(5) 日中韓協力

日中韓特許庁間における協力や直面する共通の課題の解決に向けた意見交換を行うことを目的として、2001年より日中韓特許庁長官会合を開催。また、三庁間協力の成果紹介や知財政策の議論の場として2013年より日中韓特許庁シンポジウムを開催。

- 2023年11月に同長官会合及び同シンポジウムをいずれも韓国・釜山で開催。長官会合では、審判、人材、商標に加え商標シンポジウム、デザインフォーラムについて議論を実施。

(6) 三極特許庁長官会合

1983年以来継続する、日米欧三極特許庁による枠組み。実務的な議論を行う場が五庁の枠組みへと移行されて以降は、長官会合及び長官ユーザー会合にて政策的な議論を実施。

- 2023年10月に三極特許庁長官ユーザー会合及び第41回三極特許庁長官会合を、ドイツ・ミュンヘンにて開催。今次長官ユーザー会合及び長官会合では、技術移転、若者支援、デジタル化の取組及び特許集約産業に関する分析、三極特許庁の今後の取組について議論。

日ASEAN



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichiasean/index.html>

日韓・日中・日中韓特許庁長官会合及びシンポジウムを開催しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202312/2023121101.html>

三極（日米欧）



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nichibeiou/index.html>

(7) G7知財庁長官級会談

- 2023年12月、本年のG7議長として、G7知的財産庁（G7知財庁）の長官級会談をメタバース空間上で開催。G7知財庁の長官が一堂に会し、WIPOのタン事務局長もオブザーバーとして参加。
- 本会談では、包括性・多様性を広げるための知財普及啓発活動やデジタル領域における知財の課題について議論を行うとともに、G7知財庁による共同声明を採択した。

G7知財庁長官級会談が開催されました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202212/2022121201.html>

2. 国際フォーラムにおける取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）

ジュネーブに本部を置く、知的財産保護に関する国連の専門機関。加盟国数は、我が国を含め193であり、知的財産に関する諸条約の管理、国際出願制度の運用、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援等を実施。

- 2024年2月、濱野長官とダレン・タンWIPO事務局長が「中小企業・スタートアップ・起業家への支援分野における協力声明」に署名し、WIPOと特許庁が連携して、途上国の中小企業・スタートアップ・起業家への支援への協力を強化することに合意。WIPOが加盟国と協力声明を結んで任意拠出金により世界規模の中小企業・スタートアップ支援を行うのは初の取組。

WIPO



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wipo/index.html>

濱野特許庁長官とタン世界知的所有権機関事務局長が「中小企業・スタートアップ・起業家への支援分野における協力声明」に署名しました



<https://www.jpo.go.jp/news/ugoki/202402/2024022202.html>

(2) 特許制度調和に関する先進国会合（B+会合）

47か国の特許庁及び2機関で構成される先進国の枠組み。特許の実体的側面での制度調和に向けて主に新規性喪失の例外（グレースピリオド）、衝突出願（未公開先願）、先使用权、18か月出願公開、秘匿特権について議論を実施。

- 2023年7月、B+全体会合（スイス・ジュネーブ）に参加。各参加ユーザー団体・知財庁から活動報告が行われたほか、B+WG（グループB+内に設けられたワーキンググループ。日本も参加）から3つのエリア（グレースピリオド、先使用权及び衝突出願）について、既存資料の活用等により、特定した選択肢についてのさらなる研究を行い、結果を2024年のB+会合で報告することを決定。

B+会合



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/b-plus/index.html>

(3) 世界貿易機関（WTO）

WTO/TRIPS理事会では、知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準（ミニマム・スタンダード）として機能する貿易関連ルールであるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に関し、同協定に基づく義務の遵守状況の審査や、同協定に関する事項についての

WTO/TRIPS



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/wto/index.html>

協議等を実施。

- 2020年10月以降、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の予防・封じ込め・治療に向けた、TRIPS協定上の一部の義務の免除を求める途上国提案について議論が行われ我が国も同志国とともに客観的な事実と証拠に基づく議論を求めつつ継続的に議論に参画していたところ、2024年2月の第13回WTO閣僚会議を経て、明確な義務の免除を認めない形で、WTOにおける議論は一旦収束。

(4) APECにおける知的財産権専門家会合（IPEG）

アジア太平洋地域の21か国・地域（エコノミー）をメンバーとするAPECの知的財産権分野の専門家が集まり、専門的、具体的な検討を行う、貿易投資委員会の公式サブグループ。

APEC/IPEG



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/apec/index.html>

- 2023年8月の第57回会合では、令和5年不正競争防止法等の改正、GXTI、I-OPENプロジェクト、中小・スタートアップ支援等の日本の取組を紹介。
- 2024年2月の第58回会合では、WIPO GREEN・GXTI、D&I、意匠の保護対象拡充、AI関連、模倣品対策、知財金融、普及啓発の日本の取組を紹介。

3. 途上国等に対する取組

(1) 世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力

①FIT Japan IP Global

WIPOに支出している任意拠出金を基に信託基金「Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global」(FIT Japan IP Global)を設置し、様々な取組を通じて、途上国における知的財産制度の整備に向けた支援を実施。

- 1987年の創設以来37年間で、総額約1億スイスフランを拠出し、100か国以上を支援。

世界知的所有権機関（WIPO）や独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携した国際協力



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/experts_workshops.html

②専門家派遣

FIT Japan IP Globalに基づく取組を通じ、途上国における知的財産制度及び運用の整備のため、特許庁職員等を各国の特許庁等へ派遣。また、途上国のPCT、ハーグ協定、マドリッドプロトコルへの加入及び利用を促進するためのセミナーやワークショップへ、特許庁職員を講師として派遣し、我が国が条約加盟国として経験した条約加盟時の対応や運用整備に関する知見を共有。

- 2023年度までに400名以上の専門家を途上国へ派遣。

③セミナー、ワークショップ等の開催

FIT Japan IP Globalの事業として、知財の活用や知財意識の普及啓発等に関するセミナー、ワークショップ等を実施。また、フェローシッププログラムや知的財産修士プログラムへの支援を通じ、途上国における知的財産制度の発展を担う人材の育成に貢献。

④途上国へのIT関連の支援

途上国における知的財産行政を効率化し、我が国企業等のビジネス展開を円滑なものとするべく、我が国からWIPOへの任意拠出金を財源としたFIT Japan IP Global等を活用し、途上国のITインフラ整備を支援。

- 2023年度は、エジプト、フィリピン、アルゼンチンにおけるフルテキスト化プロジェクトのほか、ジンバブエ、ザンビア、エクアドル、ベトナム、ラオス、カンボジア、アフリカ知的財産機関、スリランカにおける紙書類の電子化プロジェクトやベトナム、ケニア、ジンバブエ、アフリカ知的財産機関におけるデータ検証プロジェクト等の支援を実施。
- 2023年10月に、途上国知財庁におけるIT人材育成を目的とした招へい研修を実施。

⑤技術協力

JICAが実施する事業を通じて、知的財産制度に関する専門家として特許庁職員を途上国に派遣し、知的財産制度の整備や人材育成を支援。

- 2024年4月からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。
- 2023年4月からJPO職員1名を長期専門家としてインドネシア知的財産総局へ派遣。特許審査運用向上等に向けた支援を実施。

(2)産業財産権人材育成協力事業

①途上国向け知財研修プログラムの実施

産業財産権人材育成協力事業の取組として、途上国における知的財産権の保護・執行強化、知的財産権の活用及び制度の普及啓発等を推進するため、知的財産関連行政庁、税関、民間企業者等をはじめとした知的財産の専門家の能力向上を目的とした研修プログラムを実施。

- 1996年に事業を開始し2024年3月までの28年間で105か国5地域、7,987名の研修生が研修を修了。
- 2023年度は、16の研修コースを招へい及びオンラインにより実施し、47か国・機関から官民合わせて296名の研修生が研修プログラムを修了。
- 2023年度は、カンボジア商業省から1名長期研究生を招へい。

2023年度途上国人材育成研修



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/developing/training/2023.html>

②フォローアップセミナーの開催

産業財産権人材育成協力事業の取組として、我が国で研修を受けた者に対する研修成果の持続、研修修了生間の連携を図り、各国国内における知的財産制度の普及啓発を支援することを目的に、我が国特許庁及び現地特許庁、並びに研修修了生で組織された同窓会の主催によるセミナーを開催。

- 2023年度は、メキシコ・ラオス向けのフォローアップセミナーを現地で開催し、研修修了生をはじめとした82名が参加。

Follow-up Seminars



<https://www.jpo.go.jp/e/news/kokusai/developing/training/followup/index.html>

4. 模倣品問題への対応

(1) 政府模倣品・海賊版対策総合窓口

2004年8月より政府模倣品・海賊版対策総合窓口を設置し、模倣品・海賊版対策に関する政府の一元的な相談窓口として主に権利者からの相談を受付。

- 2023年の相談・情報提供の受付件数は883件。近年の傾向としてはインターネット上の個人間取引に関する相談・情報提供が多く、2023年は252件。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



<https://www.jpo.go.jp/support/ipr/index.html>

(2) 模倣品対策に必要な情報の収集・提供

海外進出日系企業を支援するため、JETRO海外事務所等に知的財産担当調査員を配置し、現地において調査活動や相談対応を実施。さらに、諸外国別に「模倣被害実態調査」、「模倣対策マニュアル」、「知的財産権侵害判例・事例集」などを作成・公表しているほか、世界各地で真贋判定等のセミナーも開催。加えて、外国における模倣品対策について、組織的・業種横断的な対応をする枠組みとして、国際知的財産保護フォーラム (IIPPF: International Intellectual Property Protection Forum) があり、約300の企業・団体が所属している (2002年設立) ところ、その共通事務経費について、特許庁から委託費 (JETRO受託) として支出。また、関係省庁、民間団体と協力し、中国をはじめとする新興国の政府関係機関への申し入れを毎年実施。

諸外国の被害実態・制度運用等調査 (官民合同ミッション等支援事業)



<https://www.jpo.go.jp/resources/report/mohohin/shogaikoku.html>

模倣対策マニュアル、知的財産権侵害判例・事例集、冒認関係報告書等



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/manual.html>

(3) 消費者等に対する啓発活動

手口の巧妙化やインターネット上の取引等における被害が増加するなど、模倣品被害はますます複雑化・広範化しており、依然として、模倣品撲滅に向けた啓発活動等を通じて消費者意識の改善を図る必要がある。このような状況を踏まえ、国内消費者向けに知的財産権の重要性や模倣品の弊害を周知する「コピー商品撲滅キャンペーン」を2003年より実施。

- 2023年度は啓発授業向けウェブサイトを更新。全国の教師が知的財産権侵害防止授業を実践しやすいよう、「授業展開例」、「授業用

コピー商品撲滅キャンペーン



<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/mohohin/campaign/kawanzo/>

スライド]、「生徒用ワークシート」を作成のうえ、教師自身でも修正できるかたちで掲載。

- コピー商品撲滅キャンペーンイメージキャラクター「カワンゾちゃん」を使用した啓発動画を新たに作成（模倣品販売の手口及び模倣品の危険性を消費者に伝えることを強化）。

5. グローバルなIT化に向けた取組

(1) 優先権書類の電子的交換

優先権書類を特許庁間で電子的に交換し、出願人による紙書類の提出を省略する取組を推進。現在、WIPOの「デジタルアクセスサービス (DAS)」を利用する特許庁との間で実施するもの及び日本特許庁と台湾智慧財産局との間で実施するもの（二庁間PDX）の2つの手段により利用可能。

- 2023年度には、提供庁として、リトアニア（意匠）、デンマーク（意匠）、アルゼンチン（意匠）、スイス（特許、意匠）、キューバ（特許、実用、意匠）がDASの運用を開始。また、取得庁として、リトアニア（意匠）、イタリア（特許、実用、意匠）、デンマーク（意匠）、ブラジル（意匠）、アルゼンチン（意匠）、キューバ（特許、実用、意匠）がDASの運用を開始。2024年1月時点で、五庁に加えて36の国・機関がDASに参加。

優先権書類の提出省略について（優先権書類の特許庁間における電子的交換について）



<https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/index.html>

(2) グローバル・ドシエ

各国の特許出願の手续や審査に関連する情報（ドシエ情報）の共有や、ITを活用した新たな共通サービスの実現を目指す「グローバル・ドシエ構想」の下、五庁は、五庁が開発したドシエ情報を一括して参照可能なシステム「ワン・ポータル・ドシエ (OPD)」と、WIPOが開発したドシエ情報共有システム「WIPO-CASE」とを接続し、グローバルなドシエ情報の共有システムとしてユーザーに提供。

- 2023年度には、キューバがWIPO-CASEの運用を開始。2024年2月時点で、五庁に加えて35の国・機関がWIPO-CASEに参加。

五庁特許出願・審査情報の共有に向けた取組について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/godai_patent_kyoyuu.html

各国特許出願・審査情報の一般ユーザーへの提供について



https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/ip5/patent_user.html

6. 経済連携協定を通じた知的財産保護の取組

(1) 交渉中のEPA

我が国は、日バングラデシュEPA、日中韓FTA、日トルコEPA等の交渉を実施中。我が国の主要な貿易相手国である中国及び韓国を相手とする日中韓FTAについては引き続き、包括的、高水準かつ互恵的な協定の締結に向けて交渉を継続する予定。また、日バングラデシュEPAは、近年経済関係が大きく発展しているバングラデシュを相手とするEPAであり、2023

年に両国政府間で行われた「あり得べき日・バングラデシュEPAに関する共同研究」の報告書における提言を踏まえ、2024年3月に交渉開始を決定。同年5月に第一回交渉会合を開催。

(2) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）への英国加入

2021年2月、英国が寄託国であるニュージーランドに対してCPTPPへの加入要請を通報。同年6月、英国の加入手続の開始及び英国の加入に関する作業部会の設置が決定。英国による同協定のルール遵守及び市場アクセスに関して交渉が行われ、2023年3月、英国のCPTPPへの加入交渉が実質的な妥結に至る。同年7月、締約国及び英国の担当閣僚他がCPTPPへの英国の加入に関する議定書に署名。我が国は、同年12月に英国加入議定書を国会承認。